

建設リサイクル法に基づく届け出書の未提出について

京葉ガスは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、請負金額が 500 万円以上となるガス管理設工事などにおいて、コンクリートやアスファルト・コンクリートなどの特定建設資材が発生する場合は、事前に届け出書を担当行政に提出したうえで当該工事において分別解体および再資源化を行っています。

このたび、建設リサイクル法に基づく届け出を行うべき一部の工事において、当該の届け出を行っていないことが判明したため、担当行政に報告するとともにお詫びいたしました。

弊社といたしましては、このような事態が起きたことを重く受け止めており、お客さまならびに関係者の皆さまに大変ご迷惑をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げます。今後、再発の防止に努めてまいります。

1. 届け出書を提出していなかった工事件数

平成 26 年度（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）の届け出対象 263 件のうち 54 件が未提出でした。（平成 22 年 1 月～平成 26 年 3 月の未提出は 210 件でした。）

なお、届け出書を提出していなかった工事についても、建設資材の分別解体および再資源化が適切に行われていることを確認しております。

2. 発生原因〔平成 26 年度〕

（1）届け出手続きの失念：2 件

担当部門において届け出を失念していたため、届け出しておりませんでした。

（2）金額基準における消費税の取り扱いの誤認：11 件

本来、請負金額が「税込」500 万円以上の工事が届け出対象ですが、一部の担当者がこれを「税抜」と誤認していたため、届け出しておりませんでした。

（3）当初対象外工事の請負金額増額時の手続きの失念：41 件

着工前は工事における請負金額が税込 500 万円未満のため届け出の対象外だったものが、着工後に請負金額が増額し対象工事になったものの、届け出しておりませんでした。

3. 再発防止策について

当該業務を担当する社員に対し、当該届け出に関する教育を実施いたします。また、担当部門でのチェック体制を強化いたします。